

平成30年7月豪雨災害で被災された方へ

災害弔慰金・災害見舞金等を支給します。

向平成30年7月暴雨災害中受灾民众 支付受灾抚恤金与受灾慰问金

平成30年7月豪雨災害により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

今回の災害で、亡くなられた方、心身に重度の障害を受けた方、重傷を負った方、住居や家財が被害を受けた方などに対し、次のような支援を行います。

首先、对在平成30年7月暴雨災害中受灾民众表示衷心慰问！

对于在本次災害中死亡、身心造成重度残疾、重伤、房屋或家庭财产遭受损失的家庭和人员，进行如下支援。

<注意してください><注意事項>

- 種類ごとに、手続きに必要な書類が異なります。詳しくは、それぞれの問い合わせ先でご確認ください。
(住居や家財が被害を受けた方は「り災証明書」が必要になります。)
按支援种类不同，办理手续所需材料不同。具体请向相应问询处确认。
(房屋或家庭财产遭受损失的需要提供“受灾证明”)
- 代理で申請する場合は、委任状が必要になります。(同一世帯の方が申請する場合でも必要です。)
进行代理申请的时候，需要委任状。(同一家庭成员进行代理申请的时候也需要)

種類 种类	制度の概要 制度概要	受付窓口 受理窗口	問い合わせ先 问询处
災害弔慰金 災害抚恤金	【対象】亡くなられた方のご遺族 【支付対象】死亡人员的家属 【給付額】生計維持者の死亡：500万円 その他の者の死亡：250万円 【支付金額】生計維持者死亡：500万日元 其他人员死亡：250万日元		
災害障害見舞金 災害残疾慰问金	【対象】心身に重度の障害を受けた方（身体障害者手帳1級相当） 【支付対象】身心造成重度残疾者（相当于身体残疾者手册上1级） 【給付額】生計維持者の死亡：250万円 その他の者の死亡：125万円 【支付金額】生計維持者死亡：250万日元 其他人员死亡：125万日元	市役所1階 特設窓口 市役所1楼 特设窗口 / 市民センター 市民中心	福祉保健課 福利保健課 0823-25-3103
呉市災害見舞金 呉市災害慰问金	【対象】住居に被害を受けた世帯，重傷を負った方 【支付対象】房屋受灾的家庭、受重伤的人员 【給付額】全壊・流失：6万円 半壊：4万円 床上浸水：2万円 重傷者：3万円 【支付金額】全坏或流失：6万日元 半坏：4万日元、室内地板上浸水：2万日元 受重伤者：3万日元		
広島県災害見舞金	【対象】住居に被害を受けた世帯 【支付対象】房屋受灾的家庭		

<p>広島県災害慰問金</p>	<p>【金額】全壊：30万円 半壊：10万円 【支払金額】全壊：30万日元 半壊：10万日元</p>		
<p>被災者生活再建支援金 被災者生活重建支援金</p>	<p>【対象】 (1) 住宅が全壊の被害を受けた世帯 (2) 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむなく解体した世帯 (3) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯） 【支払対象】 (1) 受灾房屋全坏的家庭 (2) 房屋半坏或房屋因地基受损而不得不拆除的家庭 (3) 房屋半坏，不进行大规模修补就难以居住的家庭（大规模半坏家庭） 【支給額】支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額 (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金 基礎支援金：最高100万円（75万円） (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 加算支援金：最高200万円（150万円） ※（ ）内の金額は、単身世帯の場合 【支払金額】支援金の支払金額が下述两项的合计金額： (1) 按房屋受灾程度支付的支援金 基本支援金：最高100万日元（75万日元） (2) 按房屋重建方法支付的支援金 加算支援金：最高200万日元（150万日元） ※（ ）内金额为单身家庭的情况</p>		